

緊急通報ファックス119利用規約（ご利用案内）

緊急通報ファックス119を利用される方は、この規約（ご利用案内）を熟読され、ご承諾いただいたうえで利用願います。

1 システムの内容

(1)このシステムは、ファックス機能を利用して、救急車や消防車の要請が出来るシステムです。

2 利用条件

- (1)対象者は、聴覚、言語機能又は音声機能障がいを事由として、音声による119番通報が困難な方を原則とします。
- (2)利用できる地域は、笠松町及び岐南町です。
- (3)このシステムは、利用者の使用する電話等が、ファックスを送受信利用できるものとします。
- (4)ファックス機能付き電話等は、利用者が用意してください。

3 個人情報の取扱い

個人情報に関する情報は、システムに伴う業務の範囲内で使用し、目的以外に使用しません。ただし、次の場合は、情報を提供することがあります。

- (1)消防車や救急車の出動の際に、利用者の家族等へ連絡する必要がある場合
- (2)通報場所を管轄とする消防本部に利用者の情報を提供する場合
- (3)救急搬送した医療機関に利用者の情報を提供する場合
- (4)その他関係機関に利用者の情報を提供する場合

4 注意事項

- (1)このシステムは、万全の体制で監視しますが、システムの保守点検又は機器的不具合、その他やむを得ない事象により停止する場合があります。
- (2)状況等によりファックス通報が困難な場合は、周りの方に助けを求めてください。また、お近くに音声による通報が可能な方がいる場合は、119番通報をお願いしてください。
- (3)通報に用いる言語は日本語をお願いします。
- (4)消防署では、通報を受信すると、受信できたことを伝えるファックスを返信します。返信ファックスが届かない場合は、消防車又は救急車は出動しておりません。
- (5)このシステムにより通報したあと、内容確認のために消防署からファックスを要求する場合がありますので、可能な状況であれば返信をしてください。
- (6)利用者が建物内にいる場合は、緊急措置で必要に応じて建物等の一部を破壊することがあります。

【システムに関する問い合わせ】

羽島郡広域連合消防本部 指令課 TEL : 058-388-1195

FAX : 058-387-0870